



一般質問

はじめに



新たな副知事と教育長が任命され、新体制も整いました。一般質問も対面式となり、一括質問か分割質問かの選択もできるようになりました。より深い議論の場が準備されつつある中で、まだまだ学ばなくてはならないことがたくさんあることにも気づかされます。周りに流されることなく、自らのテーマを一つ一つ取り上げ、じっくりと取り組んでいきたいと感じています。今回のテーマは「人」です。

1

学校における未配置の問題に関して

意図

教育現場では、欠員という表現をしていますが、いずれにしても、配置されるべき人員が配置されない状態を表す言葉です。特に、ギリギリまで代替え教員が確保できず、県から市町へ、そして、当該校で探すよう指示が下りてくる状況は、産休を目前にした女性教諭にとっても大きなストレスなのです。

質問

- 本県の教員未配置の実態について
- 今年度・来年度中に産休取得を希望する職員の代替え措置について

教育長の答弁

- 9月1日現在の教員の未配置状況は、小・中・県立学校あわせて7校。1校は、10月より配置予定。残り3校は、教務主任等が授業時数を増やして対応。残り3校については、TT少人数加配教員が欠員で、授業は担任により実施。
- 9月2日以降の産休取得予定者数は、現在、小・中・県立学校あわせて26名。その内20名は、代替者を配置できる見込み。残り6名の内教諭5名については、TT少人数加配教員を代替者として活用。栄養教諭1名については、他校からの兼務で対応する。

所管

代替えが確保できるまでは、他の加配教員を充てるなど内部で対応する。ということは、「隠れ未配置」を進めることとなります。年度の途中から講師を確保することが難しいことは、誰が考えても当然のことです。それだけに、学校長等の評価と具申によって、講師としての実績が正規採用に繋がっていく仕組みを構築し、それによって、安心して講師として勤めることができようしていくことが必要であると考えます。

2

放課後児童クラブの課題

意図

今、多動や高機能障害を持っている子どもたちが増加傾向にあり、その子たちのニーズに応じた個別支援が求められています。学年も異なり、いろいろなニーズを必要とする子供たちが同じ空間の中で過ごす児童クラブの大変さは、想像以上のものです。状況を把握し、個別に対応が必要な児童に対しては、職員を増員していくことが求められます。今後の方向性を伺うとともに、市町に委ねられている児童クラブに対して、どのように県の姿勢と指導力を発揮していくのか伺いました。

質問

- 今後の方向性
- 市町に委ねられている児童クラブに対する県の姿勢と指導力の発揮について

教育長の答弁

- 放課後児童クラブについては国の定める基準のもと、児童の数、おおむね40名に対し放課後児童支援員を2名配置して運用しています。課題を持った児童に対する加配基準はありませんが、放課後児童支援員認定の研修項目の中に特に配慮を必要とする子どもの理解等について取り入れています。今後も全体の資質向上と現場の負担軽減を図っていきます。

所管

午前中は保育園での勤務（その力は、保育園にとって大きなものです）、午後は児童クラブでの勤務という方も少なくありません。その勤務を正規にすることが重要なのです。市町の所管とはいうものの、その仕組みを構築していくのは、県の役割であると考えます。

資格研修はスキルを高めるために重要です。それだけに、場所も時期も期間ももっと参加しやすいものにしていく必要があります。また、それが処遇にも反映していく必要を感じます。その面からもぜひ実効性のある取り組みをお願いしたいと思います。

どちらも、質問の内容とすれ違った答弁なのが残念です。

意図

医療的ケア児とはその名の通り、医療的ケアを必要とする子どもたちのことで、様々なケアの種類がありますが、共通しているのは、何らかの医療デバイスつまり、医療的な装置や器具によって身体の機能を補っている状態であることです。あくまでも推計としながらも、厚生労働省の研究報告では、医療的ケア児は、2016年度で約1万8千人。この数は増加傾向にあり、10年前と比べると約2倍になっています。本県においても例外ではありません。福井県では、平成30年度の実数として119人となっています。

新生児医療の発達を背景として新たに生まれるようになった医療的ケア児は、「新しいカテゴリー」の障害児であるともいえますが、医療的ケア児の場合、施設に看護師など医療従事者が必要となり、受け入れが難しくなってしまいます。保育園にも、療育施設にも通うことが難しく、法制度のセーフティネットからこぼれ落ちた存在にもなりかねません。

誰もが安心して、子育てができ、保育や就学前教育が受けられる。また、義務教育が保障される社会は当然のことであり、命を受けた子どもたちが、健やかに育ち、教育を受ける環境を整えていくことは、政治の大きな使命です。「医療的ケア児」にとって、その場は確保されているのでしょうか。医療的ケア児が、求めれば、保育所や小中学校で教育を受けることができる体制をつくり上げること。どこの学校でも学ぶことができるためにコーディネーターや認定特例行為従事者を増やしていくことが大切なのです。

質問

- 特別支援学校はもちろんのこと、医療的ケア児を受け入れるために、保育園、小中学校にも看護師の配置、育成を推進すべきです。訪問看護ステーションを活用することも大切なかもしれません。その現状とこれからの方向性を伺いました。
- 医療的ケア児の過半数が気管切開しており、たん吸引や胃ろうなど経管栄養注入が必要な子どもも多く、主な介助者の平均睡眠時間は5時間です。寝る間もない介助する皆さんに休息を取ってもらうために、レスパイト入院の場も必要です。その場はどのように確保されているのか。今後、医療的ケア児の課題に対して、本県として、どのような姿勢で臨んでいくのか、知事の姿勢を伺いました。

答弁

- 【知事】 看護師さんが医療的ケア児をケアするということについては、ケアについてのスキルを身につけ慣れていただくことが大切だと認識しています。県の医師会と連携して、その研修会を行っており、こういった機会を増やし、できるだけ多くの看護師さんにも参加をいただいて、医療的なケア児のケアを手厚くできるように努めたいと考えています。

昨年度から福井県においても人工呼吸器を使用する子どもたちにも学校に来てもらえるような環境を整えてきているわけですが、教育振興基本計画の中で、医療的ケアの必要な子どもたちに対する施策を書かせていただこうと思います。具体的には、医療的ケアが必要な子どもたちが通う学校に看護師さんを配置するとか、またはその配置されている看護師さんや先生の専門的なスキルを上げていく研修を行うこと、主治医の先生が巡回して指導、助言を行うようなことです。

さらには人工呼吸器の管理手続とか、緊急時の対応や医療的ケア児のガイドラインを定め、引き続き、こういった子どもたちの安全安心な学びを整備していきたいと考えています。

- 【窪田健康福祉部長】 県内ではことしの9月1日現在で保育所への入所を希望している医療的ケア児は10人おられます。7市町9カ所の保育所等で全員を受け入れています。受け入れ保育所では一人ひとりの状況に応じて必要な医療的ケアを行うために看護師、保育士を配置しており、市町が保育所に当該児童の医療的ケアに従事するための看護師保育士を配置または派遣する、派遣を受ける費用を支援しています。

本県の医療的ケア児に対するレスパイトの現状ですが、まず人工呼吸器とか気管切開を行っている重度の医療的ケア児については県立病院で1床、それから済生会病院で1床、あわら病院で2床、敦賀医療センターで3床、この4病院で7床のレスパイト入院の受け入れを行っております。さらに、障がい者入所施設やデイサービス事業所に併設されているショートステイ施設、こちらには胃ろう等の医療的ケア児の受け入れを進めていて、県としてこのための看護師の配置に対して支援を行ってきた結果、県内8事業所で19床のレスパイト的なショートステイが実現しております。

- 【豊北教育委員会教育長】 今年度、本県における医療的ケアが必要な児童生徒は、小中学校と特別支援学校で63人、そのうち病院等で訪問教育を受けているのは18人です。県や市町では必要な医療的ケアを行えるよう、学校に15人の看護師を配置しています。各学校では、対象となる児童生徒全てについて、主治医の指示書に基づく医療的ケア実施マニュアルを作成し、医療的ケア校内委員会を開いて、対象児童生徒の健康状態を共有しております。その上で、個別の支援計画に基づいた、きめ細かな指導、支援を行っております。

所管

議会配布のデータ収集を通して感じたことがあります。それは、教育委員会が所管する特別支援学校（特別支援教育）と健康福祉部が所管する医療と障害者支援のつながりです。教育と医療と福祉の間（はざま）の中で、把握しきれていない部分もあります。

先日示された「新教育大綱」の〈目指す人間像〉には「多様な人々の存在を認め、協働して新たな価値を見出す人」とあります。また、「全ての子ども学びを保障する」ともあります。まさに、医療的ケア児の学びも、保障すべきものなのです。また、介助される方のサポートは喫緊の課題です。その不安を少しでも軽減する体制の強化と、いろいろなニーズを把握していくことを求めています。

医療的ケア児数



（平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」報告）

意図

部活動の大きな問題は、その位置づけの曖昧な点にあります。**【教育活動】・【学校管理下】・【教育課程】・【超過勤務限定4項目】**。これらの中で部活動の位置づけをどのように捉えているのでしょうか。職務命令として部活動の顧問を命じる、その明確な方向性と根拠を示していかなければなりません。

【超過勤務限定4項目とは(概要)】

教員に時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限ること(2号)。**①校外実習, ②修学旅行・学校行事, ③職員会議, ④非常災害, 児童・生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合**
その他やむを得ない場合

少しでも顧問の精神的、肉体的な負担軽減のために、財政面で支え、施設、設備等を整備することによって、活動環境を整えていくことが重要です。県が責任をもって、サポートしていくことが大切です。

質問

○顧問の負担を軽減するために今後部活動支援を具体的にどのように進めていくのか。

答弁

○【豊北教育委員会教育長】部活動は平成20年改訂の中学校学習指導要領から教育課程以外の学校教育活動の中の自主的な活動として明記され、その指導は平成30年の中央教育審議会答申において、学校の業務として位置づけられております。いわゆる超勤4項目以外は超過勤務を命じることができないにもかかわらず、週休日の部活動手当を支給するなど、大きな矛盾も生じております。学校の業務としているので、勤務時間外の部活動について職務命令はできるものと考えられますが、まずは国が部活動の位置づけや給与のあり方を明確にすべきであり、この点を国に要望してまいります。

福井県学校業務改善方針の中で中学校の部活動指導について、複数体制で指導できるよう、3年間かけて部活動数を教員数のおおむね2分の1とするよう示しています。今後、市町の進捗状況を定期的に確認し、市町と意見交換しながら部活動数の適正化を計画的に進めていきます。

福井県学校業務改善方針では今年度から3年をかけ、過労死ラインと言われる時間外勤務の80時間超の教員数をゼロにするという目標を設定し、その達成の方策の一つとして、遅くとも小学校は19時、中学校県立学校は20時とする退庁時刻を設定しました。

今後、市町や中体連等が参加する会議を開催し、地域スポーツクラブや競技団体との連携など、部活動の方向性について検討をしていきます。

所管

いずれにしても、この部活動の課題を克服しない限り、現状のままでは、2021年を目途として掲げた目標を達成することは難しいのではないのでしょうか。それ以前に、その目標自体が、大変厳しく、現場から乖離したものになりかねません。

部活動に携わる目的が、競技力向上以上に生徒たちとのつながり、日常の学校生活のフォローという点にあるのは確かです。あくまでも、生徒たちとのつながりを大切にしていけるためのものであるということです。その点から考えると、部活動を社会体育へ移行させていくことに関しては、慎重な対応が不可欠であるのは言うまでもありません。

厚生常任委員会の質疑の中から

【補正予算】

健康福祉部

● 福井県子ども急患センター利用環境改善事業 3,612万5千円

◆ 「補正予算の概要」に示されたもの

福井市休日急患センターの2階を改修し、小児科専用とすることにより、小児患者や保護者の利用環境改善を図る。

◆ 発言・所感

少しでも、使いやすく子どもたちの医療に役立つのですからもちろん大賛成です。ただ、ランニングコストの部分で、県と市のすみ分けを明確にしていく必要があります。



【その他の質疑】

安全環境部

● 中間貯蔵施設の計画地点確定作業の進捗状況について

核燃料サイクル全体というのは国が責任を持ってやるべきことであるという点では同感です。計画地点を示すということに対しても企業任せでなく、積極的にかかわっていただくことを確認しました。国や県の姿勢が問われているのだと思います。

健康福祉部

● 児童相談所の在り方について

児童相談所の位置づけとしては、虐待対応はもとより、いろいろな荒れを感じている子どもを含めて多様なニーズがあります。その中で、一時保護を完全に安全に責任をもって行っていくためには、現在の施設では大変難しい部分があります。子供たちのために、早急に改善していくべきであることを訴えました。

執行部からは、「知事からも早急に建て直しの検討をするよう言われており、他県の先進的な事例も集めながら、早急に計画を立てたい。」「しっかりしたものを、これから50年使えるものを作りたいと感じている。」との発言がありました。

9月議会のポイント 民主・みらい会派 代表質問項目より

会派の代表質問は、会派会議の中で、今取り上げていくべき課題や重要課題について、メンバー全員で協議し、原稿を分担して準備します。それだけに、県議会で取り上げるべき内容の全体像が浮かんできます。

1 知事の政治姿勢について

- 長期ビジョンの策定
- 豚コレラ発生の対応
- 新たな教育大綱の策定
- 共生社会の実現に向けた特別支援教育

2 行財政改革について

- 消費税増税が与える県財政への影響

3 高速交通体系について

- 並行在来線の経営方針

4 原子力行政について

- 原子力総合防災訓練の実施

5 福祉行政について

- 地域偏在是正に向けた医師確保

6 産業行政について

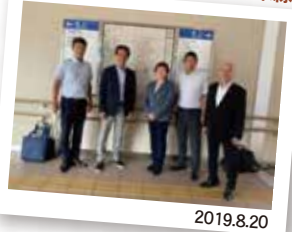
- 外国人材の受け入れ拡大
- 最低賃金制度のあり方

7 農業行政について

- 新たなJAとの連携体制



会派視察(富山、石川 並行在来線)



厚生常任委員会視察(神奈川)



オレンジキッズ、ケアラボ訪問
紅谷浩之先生と



関西電力労組若狭地区定時総会



一般質問



2019.9.19



【雑感】繰り返す哀しみ

これまで、この時期に機関紙を作成する度に、自然災害に対する哀しみと怒りを述べてきたように思います。今年もまた、台風や豪雨がもたらした悲劇の姿に心が痛みます。ボランティアとして力を結集しておられる多くの方の姿に、自分の力なさを感じることも事実です。何かしなくてはという思いが形にできない苛立ちを感じておられる方も少なくないことと思います。

気候変動という大きな課題に真剣に向き合っていかなければならないのだと強く感じます。このことは、私たちの生活様式そのものを見直すことに繋がっていきます。いろんなことを知れば知るほど、行動しようとするほど、便利でテンポの早い今の生活の在り方を変えなければならぬ苦しさを背負うことになっていくのかもしれませんが、しかし、漠然と「地球温暖化」という言葉を認知しているつもりであることは、将来にさらに大きな悲しみを生み出していくのだと考えます。マーク・トゥエインの「問題は無知ではない。知っているという思い込みだ」という言葉が全てを語っているのかもしれませんが。

ホームページ
kitagawa-hiroki.net

あなたの声をお聞かせください

発行責任者／編集責任者 北川博規

【自宅】〒914-0056 福井県敦賀市津内町 1-12-10

【事務所】〒914-0802 福井県敦賀市呉竹町 1-41-15-202

E-mail. h.kitagawa131@gmail.com

TEL.090-1319-6667 / FAX.0770-22-4121



フェイスブック
hiroki.kitagawa.754

